【閲覧資料】

附 属 機 関 等 の 概 要

（1面）

1 名　　称	宮崎県産業教育審議会	
2 区　　分	■ 附属機関（地方自治法第１３８条の４第３項に基づくもの） □ 私的諮問機関（有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等）	
3 設 置 根 拠	産業教育振興法第１１条 宮崎県産業教育審議会条例第１条	
4 設 置 目 的	本県の産業教育の振興に関する総合計画の樹立など産業教育に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査・審議する。	
5 担 任 事 務 （協 議 事 項）	本県産業教育の在り方について、調査・審議する。	
6 会議の開催状況 （令和３年度）	① 開催期日 開催実績なし ② 主な審議事項	
7 会議の公開 （ 傍 聴 ）	公開（傍聴）の状況	■ 公開（傍聴可） □ 非公開（傍聴不可） 非公開の理由 （　　） □ 未定
	議事録又は議事概要等の公表	□ 有り 閲覧場所： 県庁ホームページへの掲載：　□ 有り　□ 無し ■ 無し □ 未定
8 所管課（室）名	教育委員会　高校教育課　産業教育担当 電　話：内線　3359　（直通）0985－44－2601	

（2面）

9　構成員の名簿

令和4年3月31日現在

区　分	氏　名	所属等	備考 （専門部会等）